

岡保管第 1120-2 号  
令和 2 年 8 月 25 日

保健所	健康づくり課長	様
保健福祉局高齢者福祉部	高齢者福祉課長	様
保健福祉局高齢者福祉部	事業者指導課長	様
保健福祉局高齢者福祉部	有楽園園長	様
岡山っ子育成局保育・幼児教育部	保育・幼児教育課長	様
岡山っ子育成局保育・幼児教育部	幼保運営課長	様
岡山っ子育成局子育て支援部	こども福祉課長	様
教育委員会事務局学校教育部	保健体育課長	様

保健管理課長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
集団給食施設の取扱いについて

このことについては、別添のとおり厚生労働省主管部局等から貴課園あてに通知されているところですが、本市においては下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、貴課園が所管する対象施設に対し、チラシ等を活用して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理について

全ての食品等事業者 HACCP に沿った衛生管理が義務付けられた。

ただし、「大量調理施設衛生管理マニュアル」が HACCP に沿った衛生管理マニュアルであることから、これに従って衛生管理を実施している場合は、新たに対応をする必要はない。「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない集団給食施設については、保健所衛生課食品衛生係（以下、「保健所」とする。）に相談すること。

2 食品衛生責任者の選任について

施設ごとに食品衛生責任者を 1 名選任する必要がある。食品衛生責任者には医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、栄養士等の資格者もしくは都道

府県知事等が適正と認める講習会（以下、「講習会」という。）を受講した者を当てることができる。市内においては、（一社）岡山県食品衛生協会が月 1 回講習会を実施しているが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から定期開催できていないことから、開催予定については保健所に問い合わせること。

### 3 営業届出について

現に稼働している施設については、令和 3 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までに保健所に営業の届出をしなければならないこと。

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」によるオンライン申請（推奨）もしくは別添様式を保健所に提出することにより届出が可能であること。

施設の調理業務を外部事業者に委託している場合は、受託事業者が飲食店営業の許可を受けていることから、営業の届出は不要であること。

### 4 別添資料

- (1) チラシ「集団給食施設の設置者・管理者のみなさまへ」
- (2) 営業許可申請書・営業届 (Excel、PDF)
- (3) 営業許可申請書・営業届記入例
- (4) 営業許可申請書・営業届記載要領 1、2